

雇用証明書の対象月について

雇用証明書は、4月からムーンコースを利用していれば、7月に提出して頂きます。途中入園の方、就労状況に変更がある方は幼稚園へご相談ください。

また、ご出産や入院、ご家族の介護、休職の場合は、診断書や介護保険証の写しなどが必要ですので幼稚園へご相談ください。

雇用証明書で「労働契約上の勤務日数」の欄、月別就労日数（予定・実績）の4つの欄には必ずご記入願います。

(7月上旬に幼稚園へ提出)

4月からムーンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に3月・4月・5月・6月の就労を証明してください。

(3月に就労していなければ4月・5月・6月の就労実績と7月の就労予定を証明)

(4月のみムーンコースを利用の場合は4月の就労実績を証明)

5月からムーンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に3月・4月・5月・6月の就労を証明してください。

(3月・4月に就労していなければ、5月・6月の就労実績と7月・8月の就労予定を証明)

(5月のみムーンコースを利用の場合は5月の就労実績を証明)

6月からムーンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に3月・4月・5月・6月の就労実績を証明してください。

(3月・4月・5月に就労していなければ、6月の就労実績と7月・8月・9月の就労予定を証明)

(6月のみムーンコースを利用の場合は6月の就労実績を証明)

(10月上旬に幼稚園へ提出)

7月からムーンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に6月・7月・8月・9月の就労実績を証明してください。

(6月に就労していなければ7月・8月・9月の就労実績と10月の就労予定を証明)

(7月のみムーンコースを利用の場合は7月の就労実績を証明)

8月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に6月・7月・8月・9月の就労を証明してください。

(6月・7月に就労していなければ、8月・9月の就労実績と10月・11月の就労予定を証明)

(8月のみムーミンコースを利用の場合は8月の就労実績を証明)

9月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に6月・7月・8月・9月の就労実績を証明してください。

(6月・7月・8月に就労していなければ、9月の就労実績と10月・11月・12月の就労予定を証明)

(9月のみムーミンコースを利用の場合は9月の就労実績を証明)

(1月上旬に幼稚園へ提出)

10月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に9月・10月・11月・12月の就労実績を証明してください。

(9月に就労していなければ、10月・11月・12月の就労実績と1月の就労予定を証明)

(10月のみムーミンコースを利用の場合は10月の就労実績を証明)

11月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に9月・10月・11月・12月の就労を証明してください。

(9月・10月に就労していなければ、11月・12月の就労実績と1月・2月の就労予定を証明)

(11月のみムーミンコースを利用の場合は11月の就労実績を証明)

12月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に9月・10月・11月・12月の就労を証明してください。

(9月・10月・11月に就労していなければ、12月の就労実績と1月・2月・3月の就労予定を証明)

(12月のみムーミンコースを利用の場合は12月の就労実績を証明)

(4月上旬に幼稚園へ提出)

1月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に12月・1月・2月・3月の就労を証明してください。

(12月に就労していなければ 1月・2月・3月の就労実績と4月の就労予定を証

明)

(1月のみムーミンコースを利用の場合は1月の就労実績を証明)

□ 2月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に12月・1月・2月・3月の就労を証明してください。

(12月・1月に就労していなければ、2月・3月の就労実績と4月・5月の就労予定を証明)

(2月のみムーミンコースを利用の場合は2月の就労実績を証明)

□ 3月からムーミンコースをご利用の保護者の方

→ 雇用証明書に12月・1月・2月・3月の就労を証明してください。

(12月・1月・2月に就労していなければ、3月の就労実績と4月・5月・6月の就労予定を証明)

(3月のみムーミンコースを利用の場合は3月の就労実績を証明)

以上